



# Advise



i-Mark C.P.T.A. Corporation

第95号  
送信日 2013/04/08

## 若年者の人材育成に取り組む事業主に対する支援策が発表されました！

厚生労働省はこのほど、若年者、非正規雇用労働者の雇用支援策として、若者チャレンジ奨励金制度を発表しました。これは、35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、実習（OJT）と座学（OFF-JT）を組み合わせた訓練（若者チャレンジ訓練）を実施する事業主に、訓練奨励金として訓練受講者1人につき月額15万円を支給し（最高2年）、当該事業主が訓練終了後、訓練修了者を正社員として雇用した場合に、正社員雇用奨励金として1人当たり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円（計100万円）を支給するものです。この支援制度は、予算到達時点で中止となるため、早めの申し込みが必要です。

### 対象者

35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者

過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員としておおむね3年以上継続して雇用されたことがない者などであって、登録キャリア・コンサルタントにより、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カード（2）の交付を受けた者  
訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者など



1. 新規学校卒業予定者および新規学校卒業者は、原則として卒業日が属する年度の3月31日まで若者チャレンジ訓練の対象者として募集することができません。
2. ジョブカードとは、履歴シート 職務経歴シート キャリアシート 評価シート の4つのシートからなるファイルです。 から のシートは、正社員採用やキャリア・アップを目指す若者が登録キャリア・コンサルタントによるキャリアコンサルティングを受けながら作成します。 のシートは、訓練受講者の訓練成果を評価するためのシートです。訓練を実施した企業などが訓練受講者に交付します。

## 主な要件

自社内での実習（OJT）と座学（Off-JT）を組み合わせた訓練であって、全体の訓練時間にOJTの占める割合が1割以上9割以下であること。

1か月あたりに換算した訓練時間数が130時間以上であること。

訓練受講者の訓練期間中の主要な労働条件（就業時間、休日および賃金形態）が訓練受講者を正社員として雇用する場合と同じであること。

訓練期間が3か月以上2年以下であること。

実習（OJT）と座学（Off-JT）のそれぞれについて、訓練科目名、実施内容、実施時間等が明確に示された訓練カリキュラムを作成すること。

ジョブ・カード様式4（評価シート）を作成し、それによって訓練受講者の職業能力の評価を行うこと。

## 手続きの流れ

訓練実施計画を作成し、都道府県労働局（またはハローワーク）へ提出  
労働局（またはハローワーク）が訓練実施計画の内容を確認  
訓練受講者の選考・決定

- ( ) 新たに訓練受講者を雇い入れる場合  
ハローワーク、民間職業紹介機関などに求人を提出し、訓練受講者を募集  
（事業主の直接募集も可）
- ( ) 既に雇用している労働者に訓練を実施する場合  
社内で訓練受講者を募集

訓練実施計画に基づき訓練を実施

訓練終了後、支給申請書を労働局（またはハローワーク）へ提出  
訓練修了者を正社員として雇用し、1年または2年が経過した  
時点で、支給申請書を労働局（またはハローワーク）へ提出

